

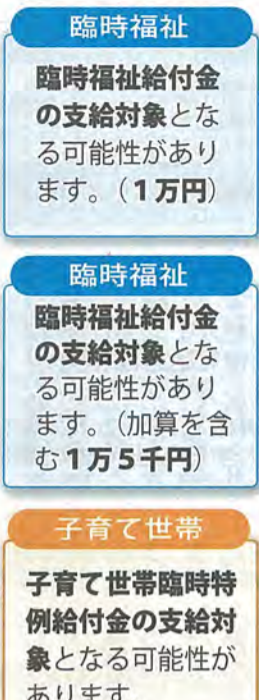
### 臨時福祉給付金

#### 7月8日(火)から 郵送で申請を受け付けます

消費税率引き上げの負担を軽減するため、所得の低い人に「臨時福祉給付金」を支給します。

支給対象となる可能性のある人の世帯主に、申請書を送付します。  
給付金を受給するには申請が必要で、忘れず申請してください。

▽支給対象 基準日(平成26年1月1日)に八幡市の住民基本台帳に登録されている人で、平成26年度分の住民税(均等割)が課税されていない人



につき1万円

次に該当する人には

1人につき5千円を加算

老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当等の受給者

▽申請方法

7月7日(月)(予定)に、支給対象となる可能性のある人の世帯主に申請書を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒を使って郵送で申請してください。

▽申請期間 7月8日(火)～12月26日(金) 必着

※申請期限を過ぎた場合は、給付を辞退したものとみなしますのでご注意ください。

▽支給方法 申請書

申請書の審査完了後、支給(または不支給)決定通知書を送付します。支給決定者には、決定後2カ月をめぐり順次、原則指定の口座への振り込みにより支給する予定です。

配偶者からの暴力を理由に八幡市に避難している人へ

事情により基準日(平成26年1月1日)時点で住民票を移すことができていない人でも、一定の要件を満たせば、八幡市で支給申請ができる場合がありますので、お問い合わせください。

◆問い合わせ 福祉総務課 受付窓口 市役所1階会議室1  
7月1日から専用ダイヤル開設 9833・1123 (土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)

### 第6次行財政改革の計画策定に向けて 行財政検討審議会を設置

平成27年度を初年度とする第6次行財政改革の計画策定に向け、5月30日に市長の諮問機関である行財政検討審議会を設置しました。審議会は、10人(市民公募2人を含む)の委員で構成されています。

会長に澤井勝氏、副会長に生川信雄氏、橋本行史氏が選出されました。その他の委員は、次の皆さんです。(50音順・敬称略)

- 池田敬子、伊藤和雄、川勝隆、高橋武史、藤下昭、政博之、松田育子
- 市長は、審議会に次の4項目について諮問しました。

- ①持続可能な行財政構造の確立
- ②多様な担い手による行政サービスの提供
- ③定員管理、給与の適正化
- ④および新たな行政課題に対応する組織体制の確立

市民サービスのさらなる向上

市では、平成23年度から第5次行財政改革の取り組みを進めてきた結果、現在の財政状況は、経常収支比率など一定の財政指標の改善は図られています。しかし、本庁舎の耐震への対応など既存公共・公用施設の今後の利活用にも多額の

財政需要があります。また、人口減少と少子・超高齢化の進行により、歳入予算の根幹をなす市税収入の減少が予測されます。

このような状況の中においても、第4次八幡市総合計画後期基本計画を着実に推進するとともに、将来を見据え、将来世代に負担を強いることがないよう、持続可能な健全な行政運営の推進を図る必要があります。

市は、今年度中に審議会から答申を受け、第6次行財政改革の計画を策定し、行財政改革の取り組みをさらに推進します。

らに推進します。

審議会は、月1回の予定で開催され、傍聴していただくことができます。

第3回、第4回の審議会を次のとおり開催します。

(第2回は、6月27日(金)に開催済)

■第3回審議会開催日程  
日時 8月1日(金) 午後2時

■第4回審議会開催日程  
日時 8月22日(金) 午後2時

・場所 分庁舎会議室A

■第4回審議会開催日程  
日時 8月22日(金) 午後2時

・場所 文化センター3階 会議室3

▽傍聴方法 いずれも、当日の午後1時40分～50分に会場入口にて傍聴の受け付けをします。

▽定員 10人(先着順)

◆問い合わせ 政策推進課

### 「いじめ防止基本方針(素案)」

#### いじめ防止基本方針(素案)

市では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、検討委員会を設置し、協議・検討を行い「八幡市いじめ防止基本方針」の素案をまとめた。

この素案について、パブリックコメント(意見公募)を実施します。

募集要項

◇募集期間 7月1日(火)～22日(火)

◇募集対象 市内在住、在勤、在学の人・市内に事業所(事務所)を有する人

①郵送 〒614-8500  
1 市役所学校教育課  
②ファックス送信 9833・1430

③市ホームページからメール送信

④学校教育課(市役所4階)へ持参

◇基本方針素案の閲覧場所 基本方針素案の具体的な内容につきましては、市役所2階閲覧コーナーおよび学校教育課窓口、八幡市権交流センター窓口、市ホームページでご覧いただけます。

◇その他 いただいた意見を集約し、その概要と市の考え方を取りまとめたものを後日、学校教育課および市ホームページにて公表します。なお、電話、口頭での意見等は正確に保存できない可能性があります。お断りしています。また、個々の意見等に対して直接、回答はできませんので、ご了承ください。

◆問い合わせ 学校教育課

### 子育て世帯臨時特例給付金

申請を受け付けています。申請期限は、11月28日(金)ですが、早めに手続きしてください。

※申請期限を過ぎた場合は、給付を受けることを辞退したものとみなしますのでご注意ください。

◆問い合わせ 子育て支援課

### 給付金を装った詐欺に注意!

八幡市役所や厚生労働省などの職員が、ATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いしたり、給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。また、ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。不審な電話や訪問があったら、迷わず八幡警察署(981-0110)に連絡してください。

◆給付金制度に関する問い合わせ  
厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル) 0570-037-192  
(土・日・祝日を含む午前9時～午後6時)